

令和 7 年 6 月 23 日

株式会社福岡放送及び株式会社日経ラジオ社所属の基幹放送局における
電気通信設備の運用に係る業務管理体制の変更申請について
(令和 7 年 6 月 23 日 諮問第 16 号)

[基幹放送局（特定地上基幹放送局）における新たな業務委託の開始]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(松田課長補佐、鈴木官)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省情報流通行政局放送技術課

(近藤課長補佐、戸部課長補佐、國井係長、荒巻官)

電話：03-5253-5784

株式会社福岡放送及び株式会社日経ラジオ社所属の基幹放送局における 電気通信設備の運用に係る業務管理体制の変更申請について (基幹放送局(特定地上基幹放送局)における新たな業務委託の開始)

1. 諮問の概要

令和5年6月2日に公布された放送法及び電波法の一部を改正する法律(令和5年法律第40号)において、今後、放送事業における外部利用(委託、他者の設備の利用等)が一層進むことが想定されることから、基幹放送の安定的な提供を確保するため、委託先を含めた基幹放送の業務に用いられる電気通信設備等の運用のための業務管理体制の構築・維持を求める規定を追加。

今般、株式会社福岡放送(以下「福岡放送」という。)及び株式会社日経ラジオ社(以下「日経ラジオ」という。)より、同社の基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の運用の一部を他人に委託しようとすることから、電波法(昭和25年法律第131号)第17条第1項の規定に基づき、同法第6条第2項第6号に掲げる事項(委託しようとする設備の概要及び委託先の名称)に関する変更申請がなされたところ。

本2件の変更申請について、総務大臣が処分をするにあたり、電波法第99条の11第1項第4号の規定に基づき、電波監理審議会に諮問するもの。

2. 変更申請等の概要

申請者、変更申請の概要は、以下のとおり。

申請者	変更申請の概要
福岡放送	現在、人材派遣により派遣された人員も含め免許人が自ら実施している電気通信設備(番組送出設備)の運用監視及び一部の保守業務を、新たに業務委託により外部の事業者が実施するよう変更するもの。
日経ラジオ	今般、新たに、番組送出設備及び送信設備の夜間及び早朝の運用監視業務を業務委託により外部の事業者が実施するよう追加するもの。

3. 審査の結果の概要

本2件の変更申請について、電波法第7条第2項第4号イに基づき、放送法第111条第1項の総務省令で定める基準(設備等維持のための業務管理体制に関する基準)に適合しているか審査を行った結果、いずれの申請についても、当該基準に適合しており、許可することが適当であると判断したところ。

4. 今後の予定

電波監理審議会より、本2件の変更申請に対する許可が適当である旨の答申を受けた場合には、福岡放送及び日経ラジオに対し、速やかに変更許可を行う予定。

業務管理体制に係る規定

免許の申請（電波法第6条第2項第6号、第7条第2項）

第6条第2項 基幹放送局の免許を受けようとする者は、前項の規定にかかわらず、申請書に、次に掲げる事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

6 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要並びに**当該電気通信設備の一部を構成する設備の運用を他人に委託しようとする場合にあつては、当該設備の概要及び委託先の氏名又は名称**

第7条第2項 総務大臣は、前条第2項の申請書を受理したときは、遅滞なくその申請が次の各号のいずれにも適合しているかどうかを審査しなければならない。

四 特定地上基幹放送局にあつては、次のいずれにも適合すること。

イ 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備が放送法第111条第1項の総務省令で定める基準に適合すること。

変更申請（電波法第17条第1項）

第17条 免許人は、無線局の目的、通信の相手方、通信事項、放送事項、放送区域若しくは無線設備の設置場所の変更若しくは**第6条第2項第6号に掲げる事項の変更**（総務省令で定める軽微な変更を除く。）をし、又は無線設備の変更の工事をしようとするときは、あらかじめ、総務大臣の許可を受けなければならない。

放送法第111条第1項の総務省令で定める基準（設備等維持のための業務管理体制に関する基準）

・ 地上基幹放送の業務に用いる電気通信設備及びその運用のための業務管理体制を総務省令で定める基準に適合するように維持しなければならない。

1. 実施体制の整備（放送法施行規則 第123条の4）

※設備等維持業務：電気通信設備の変更及び当該電気通信設備の運用

基幹放送事業者及び基幹放送局提供事業者は、**設備等維持業務※を確実に実施することができる体制を整備**しなければならない。

2. 規程の整備（同第123条の5）

基幹放送事業者及び基幹放送局提供事業者は、設備等維持業務を確実に実施するため、**規程を定め、当該規程で定めるところにより、設備等維持業務を実施**しなければならない。

3. 実務経験等の能力（同第123条の6）

設備等維持業務の実施の状況を監督する責任者及び設備等維持業務に従事する者は、**当該設備等維持業務を確実に実施することができる実務経験等の能力を有して**なければならない。

4. 他人に委託する場合の措置（同第123条の7）

基幹放送事業者及び基幹放送局提供事業者は、**設備等維持業務を他人に委託する場合には、当該設備等維持業務の内容に応じ、次に掲げる措置を講じなければならない。**

一 設備等維持業務を確実に実施することができる能力を有する者に委託するための措置

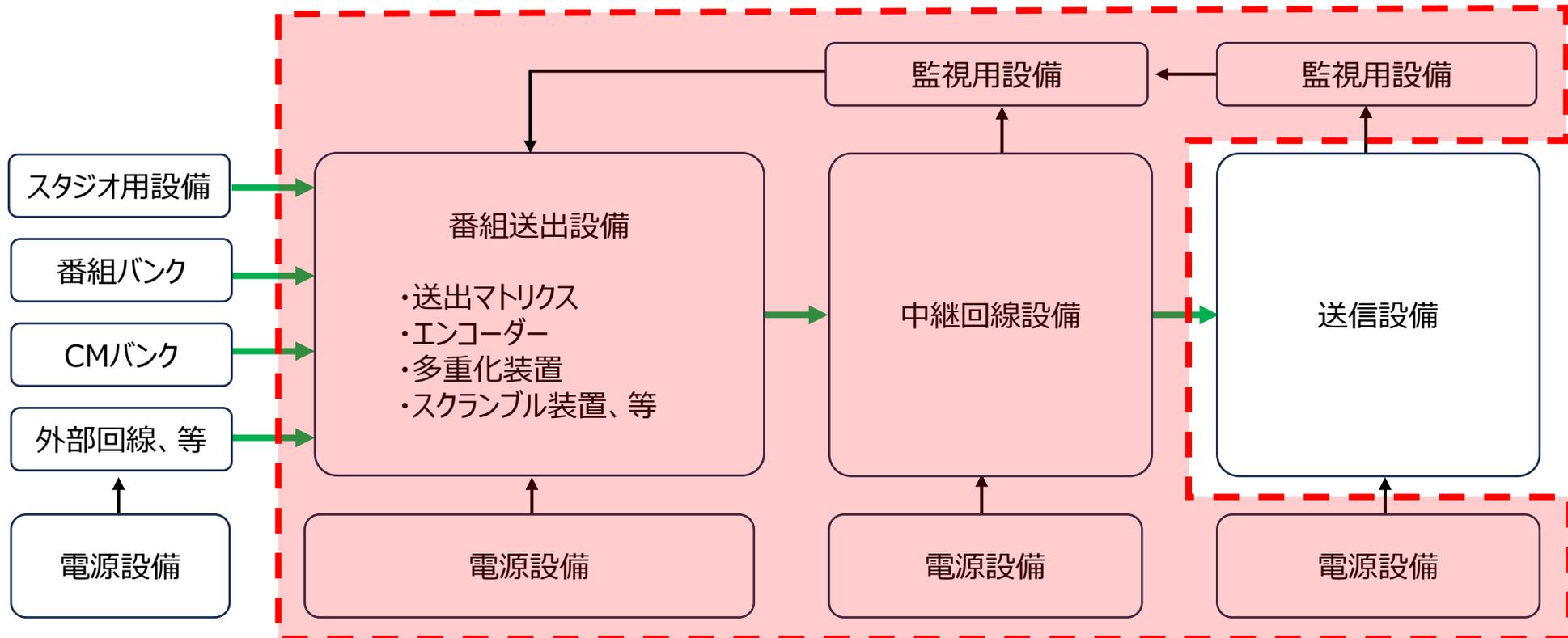
二 委託先における設備等維持業務の実施状況を、定期的に又は必要に応じて確認することにより、委託先が当該設備等維持業務を確実に実施しているかを検証し、必要に応じ改善させることその他の委託先に対する必要かつ適切な監督を行うための措置

三 委託先が設備等維持業務を適切に行うことができない事態が生じた場合又は当該設備等維持業務の確実な運営を確保するため必要がある場合には、当該設備等維持業務の委託に係る契約の変更又は解除をする等の必要な措置を講ずるための措置

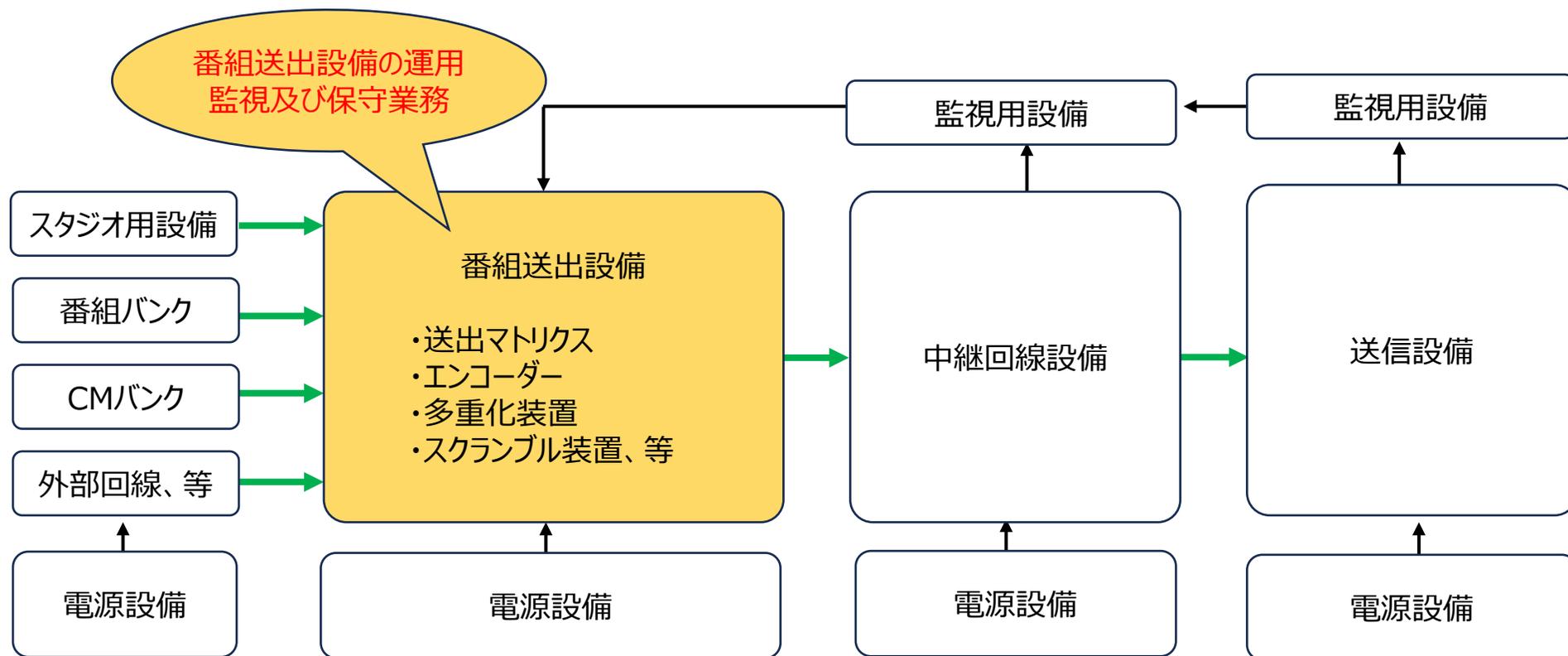
- 電気通信設備に係る技術基準の適合維持義務の対象範囲は、以下の赤点線の範囲内の設備
- それらに関して、各種設備の運用監視又は同設備の保守業務が、委託業務として想定される。

電気通信設備

電気通信設備に係る技術基準の対象範囲



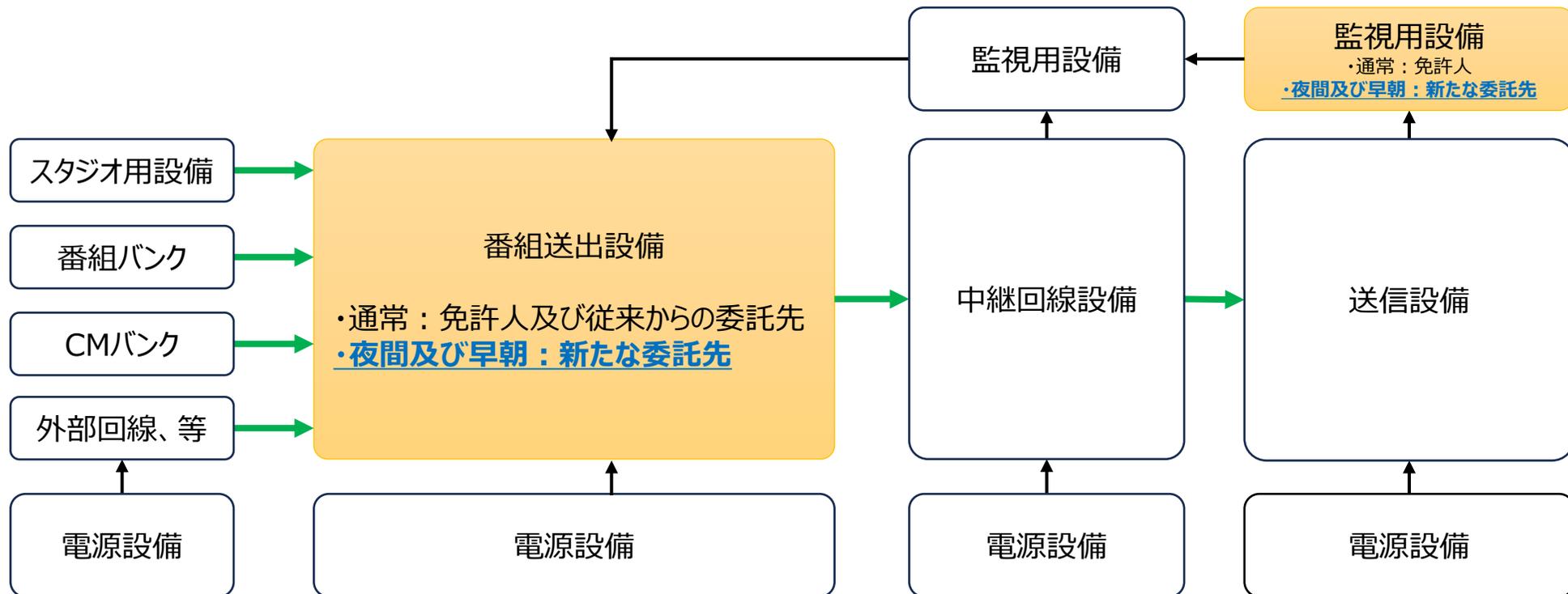
- 現在、人材派遣により派遣された人員も含め免許人が自ら実施している電気通信設備（番組送出設備）の運用監視及び一部の保守業務を、新たに業務委託により外部の事業者が実施するよう変更するもの。



(電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表)

(電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表)

(電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表)



基幹放送設備	委託先	委託の作業内容
番組送出設備	新たな委託先	夜間及び早朝における運用監視
送信設備の監視用設備	新たな委託先	夜間及び早朝における運用監視

(電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表)

(電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表)

(電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表)

【参考】電波法関係規定

■電波法

(免許の申請)

第六条 略

2 基幹放送局（基幹放送をする無線局をいい、当該基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をするものを含む。以下同じ。）の免許を受けようとする者は、前項の規定にかかわらず、申請書に、次に掲げる事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

一～五 略

六 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備（電気通信事業法第二条第二号に規定する電気通信設備をいう。以下同じ。）の概要並びに当該電気通信設備の一部を構成する設備（無線設備を除く。）の運用を他人に委託しようとする場合にあつては、当該設備の概要及び委託先の氏名又は名称

七～九 略

(申請の審査)

第七条 略

2 総務大臣は、前条第二項の申請書を受理したときは、遅滞なくその申請が次の各号に適合しているかどうかを審査しなければならない。

一～三 略

四 特定地上基幹放送局にあつては、次のいずれにも適合すること。

イ 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備が放送法第百十一条第一項の総務省令で定める基準に適合すること。

(変更等の許可等)

第十七条 略

2 次の各号に掲げる無線局の免許人は、当該各号に定める変更があつたときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

一 略

二 **基幹放送局 第六条第二項**第三号、第四号、**第六号**、第八号又は第九号に掲げる事項の変更（同項第六号に掲げる事項にあつては前項の総務省令で定める軽微な変更（特に軽微なものとして総務省令で定めるものを除く。）に限り、同条第二項第九号に掲げる事項にあつては当該変更によつて第五条第四項第二号又は第三号に該当することとなるおそれが少ないものとして総務省令で定めるものを除く。）

3 略

(必要的諮問事項)

第九十九条の十一 総務大臣は、次に掲げる事項については、電波監理審議会に諮問しなければならない。

一～三 略

四 第四条の規定による免許（地上基幹放送をする無線局の再免許であるものに限る。）、第八条の規定による無線局の予備免許、第九条第一項の規定による工事設計変更の許可、同条第四項若しくは**第十七条第一項の規定による無線局の目的、放送事項若しくは第六条第二項第六号に掲げる事項の変更の許可**、第二十七条の五第一項の規定による包括免許、第二十七条の八第一項の規定による特定無線局の目的の変更の許可、第二十七条の十四第一項の規定による開設計画の認定、第三十九条の二第一項の規定による指定講習機関の指定、第四十六条第一項の規定による指定試験機関の指定、第七十条の五の二第一項の規定による無線設備等保守規程の認定、第七十一条第一項の規定による無線局の周波数等の指定の変更若しくは登録局の周波数等若しくは人工衛星局の無線設備の設置場所の変更の命令、第七十一条の三第一項の規定による指定周波数変更対策機関の指定、第百二条の二第一項の規定による伝搬障害防止区域の指定、第百二条の十七第一項の規定によるセンターの指定又は第百二条の十八第一項の規定による指定較正機関の指定

五 略

2 略

■放送法

(設備等の維持)

第百十一条 **認定基幹放送事業者は**、基幹放送設備及びその運用のための**業務管理体制**（当該認定基幹放送事業者が基幹放送設備の一部を構成する設備の運用を他人に委託している場合にあつては、**委託先における業務管理体制を含む**。以下「基幹放送設備等」という。）を**総務省令で定める基準に適合するように維持しなければならない**。

2 略

第百十二条 **特定地上基幹放送事業者は**、自己の地上基幹放送の業務に用いる電気通信設備（当該業務が第五十五条の二第一項第二号に掲げる方法により行われる場合にあつては、当該業務に用いられる基幹放送局提供事業者の基幹放送局設備を除く。以下「特定地上基幹放送局等設備」という。）及びその運用のための**業務管理体制**（当該特定地上基幹放送事業者が特定地上基幹放送局等設備の一部を構成する設備の運用を他人に委託している場合にあつては、**委託先における業務管理体制を含む**。以下「特定地上基幹放送局等設備等」という。）を**前条第一項の総務省令で定める基準及び第百二十一条第一項の総務省令で定める基準に適合するように維持しなければならない**。

(設備等の維持)

第百二十一条 **基幹放送局提供事業者は**、基幹放送局設備及びその運用のための**業務管理体制**（当該基幹放送局提供事業者が基幹放送局設備の一部を構成する設備の運用を他人に委託している場合にあつては、**委託先における業務管理体制を含む**。以下「基幹放送局設備等」という。）を**総務省令で定める基準に適合するように維持しなければならない**。

2 略

■放送法施行規則

第二款 設備の運用に係る業務管理体制の整備

(実施体制)

第百二十三条の四 基幹放送事業者及び基幹放送局提供事業者は、**設備等維持業務を確実に実施することができる体制を整備しなければならない**。

(規程)

第百二十三条の五 基幹放送事業者及び基幹放送局提供事業者は、**設備等維持業務を確実に実施するため、規程を定め、当該規程で定めるところにより、設備等維持業務を実施しなければならない**。

(実務経験等の能力)

第百二十三条の六 設備等維持業務の実施の状況を監督する責任者及び設備等維持業務に従事する者は、**当該設備等維持業務を確実に実施することができる実務経験等の能力を有していなければならない**。

(委託業務の的確な実施を確保するための措置)

第百二十三条の七 基幹放送事業者及び基幹放送局提供事業者は、**設備等維持業務を他人に委託する場合には、当該設備等維持業務の内容に応じ、次に掲げる措置を講じなければならない**。

一 **設備等維持業務を確実に実施することができる能力を有する者に委託するための措置**

二 **委託先における設備等維持業務の実施状況を、定期的に又は必要に応じて確認することにより、委託先が当該設備等維持業務を確実に実施しているかを検証し、必要に応じ改善させることその他の委託先に対する必要かつ適切な監督を行うための措置**

三 **委託先が設備等維持業務を適切に行うことができない事態が生じた場合又は当該設備等維持業務の確実な運営を確保するため必要がある場合には、当該設備等維持業務の委託に係る契約の変更又は解除をする等の必要な措置を講ずるための措置**

令和 7 年 6 月 23 日

電波法施行規則及び無線局免許手続規則の一部を改正する省令案
(令和 7 年 6 月 23 日 諮問第 17 号)

[携帯電話基地局等の無線局免許手続の迅速化・効率化に係る関係規定の整備]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(松田課長補佐、鈴木官)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局移動通信課

(武田課長補佐、長嶋係長)

電話：03-5253-5893

電波法施行規則及び無線局免許手続規則の一部を改正する省令案 (携帯電話基地局等の無線局免許手続の迅速化・効率化に係る関係規定の整備)

1 諮問の概要

携帯無線通信システム及び広帯域移動アクセスシステムの無線局のうち、陸上移動局については電波法第 27 条の 2 第 1 号、フェムトセル基地局等の小型基地局並びに一の者が広域で専用する周波数を使用する基地局及び陸上移動中継局については同条第 2 号に基づき、適合表示無線設備を使用する無線局であって、通信の相手方、電波の型式及び周波数、無線設備の規格を同じくするものに限りに、包括免許を取得できることとしている。

一方、携帯無線通信システム及び広帯域移動アクセスシステムの無線局のうち、他の無線システムと共用する周波数の電波を使用する基地局及び陸上移動中継局（フェムトセル基地局等の小型基地局を除く。）については、これまで個別免許のみが適用されてきたが、ダイナミック周波数共用管理システム等に基づき運用されるもの並びに他の無線システムに混信その他の妨害を与えるおそれがない地域及び屋内等の場所に設置するものについて、包括免許を取得できるようにする。

また、携帯無線通信システムの陸上移動局について、特定無線局の無線設備の規格の数が増加するとともに、1 の携帯電話端末に搭載される特定無線局の無線設備の規格が増加していることから、包括免許の申請及び開設無線局数の届出の手続きの効率化のため、当該規格の見直しを図る。

以上に向けた制度整備のため、電波法施行規則及び無線局免許手続規則の一部を改正するものである。

※必要的諮問事項はゴシック体

2 改正又は変更概要

○基地局及び陸上移動中継局の包括免許の対象拡大に向けた制度整備

- ・他の無線システムと共用する周波数の電波を使用する基地局及び陸上移動中継局のうち包括免許を取得できるものに関する規定の新設

【電波法施行規則**第 15 条の 2**、第 38 条、第 41 条の 3 及び別表第 2 号の 2 の 2 並びに無線局免許手続規則別表第 2 号の 4 及び別表第 3 号の 5】

○陸上移動局の包括免許の申請及び開設無線局数の届出の手続きの効率化に向けた制度整備

- ・携帯無線通信システムに係る特定無線局の無線設備の規格に関する規定の見直し

【電波法施行規則第 15 条の 3】

3 施行期日

答申を受けた場合は、速やかに関係省令を改正予定。(公布日の施行を予定)

4 意見募集の結果

本件に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第39条第1項の規定に基づく意見公募の手続きについて、令和7年5月1日(木)から同年6月4日(水)までの期間において実施したところ、本省令案等に対する意見の提出が8件あった。

携帯電話基地局等の無線局免許手続の 迅速化・効率化に係る関係規定の整備(案)

令和7年6月23日
総務省
総合通信基盤局
移動通信課

携帯電話基地局等の無線局免許に係る現行制度

- 無線局免許は、原則として、個々の無線局の開設ごとに免許を取得する必要があるところ、電波法(昭和25年法律第131号)第27条の2に基づく特例として、電波法施行規則(昭和25年電波監理委員会規則第14号)で定める特定無線局については、複数の無線局を包括して無線局免許を取得することができる(包括免許制度)。
- 現在、携帯電話及び全国BWA(以下「携帯電話等」という。)の基地局及び陸上移動中継局(以下「基地局等」という。)のうち、フェムトセル基地局、屋内小型基地局及び一の者が広域で専用する周波数の電波を使用する基地局等は、包括免許が適用される。他方、衛星無線通信や放送事業等の他の無線システムと共用する周波数の電波を使用する基地局等は、個別免許のみが適用される(包括免許は適用されない)。
- 無線局の開設には、通常、事前審査が必要となるところ、包括免許に基づき開設する無線局は、事後届出※となるなど、より簡易な手続きで無線局を開設することができる。

※基地局等であれば、開設等の日から15日以内に届出

包括免許が適用

①フェムトセル基地局

変調装置や増幅器等が一体型のものであって、主に家庭内やビル内等のエリア改善に使用



②屋内小型基地局

親機に、複数の子機・アンテナを接続することで、主にビル内や地下街のエリア改善に使用



③基地局等(専用周波数)

一の者が広域で専用する周波数の電波を使用する基地局等



小規模・小エリアで混信妨害を回避可能な無線局について、平成22年に包括免許制度を導入

平成26年に包括免許制度を導入

包括免許に基づき開設する無線局については事後届出(15日以内)

個別免許のみが適用

基地局等(共用周波数)

他の無線システムと共用する周波数の電波を使用する基地局等



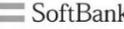
個々の無線局を開設しようとする毎に事前の審査が必要

(参考)携帯電話等の周波数の割当状況(令和7年6月時点)

■ 包括免許が適用される周波数帯 (専用周波数)

■ 個別免許のみが適用される周波数帯 (共用周波数)

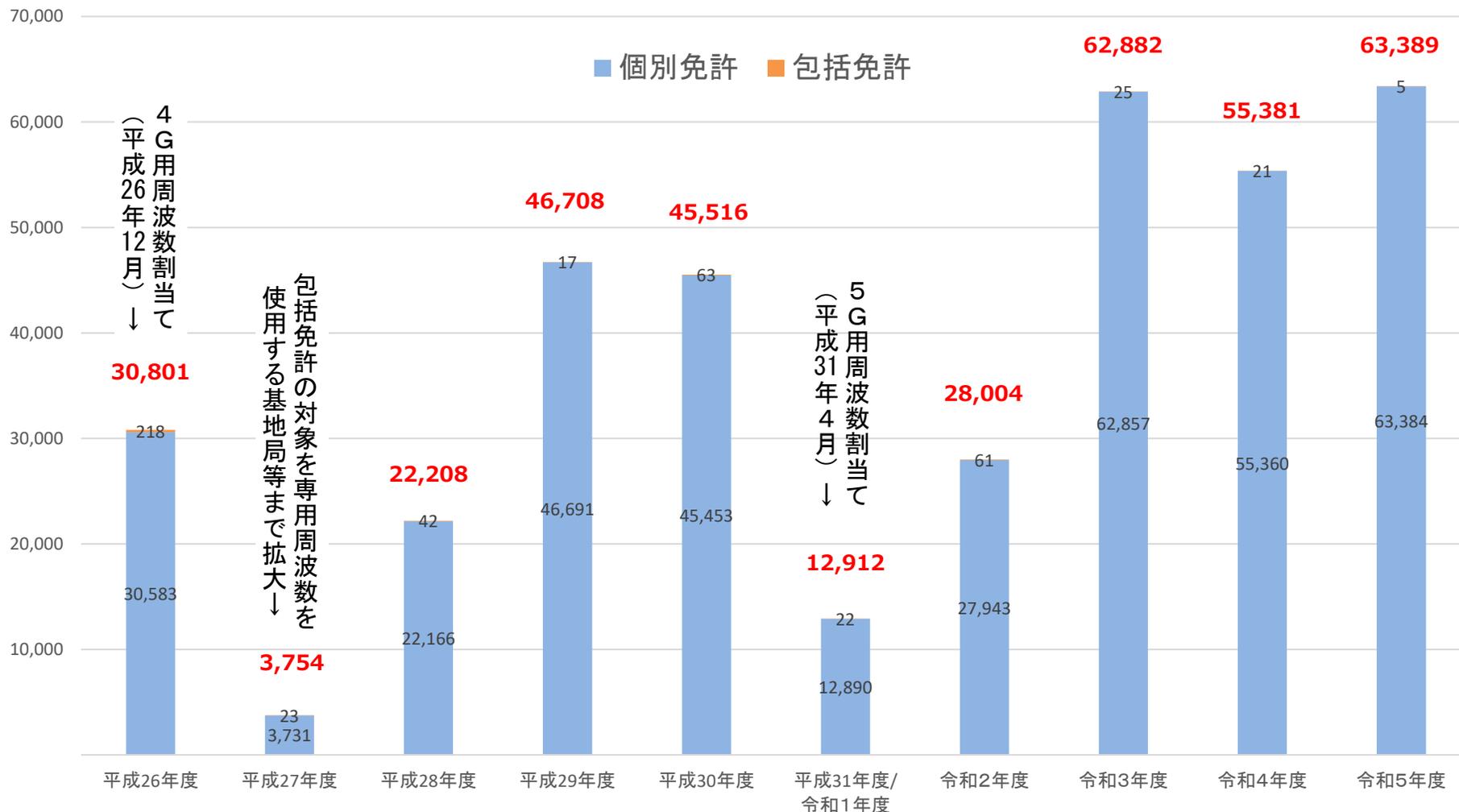
※ 各枠の下部の年月は、周波数割当て年月

	700MHz帯	800MHz帯	900MHz帯	1.5GHz帯	1.7GHz帯	2GHz帯	2.3GHz帯	2.5GHz帯	3.4GHz帯	3.5GHz帯	3.7GHz帯 4.0GHz帯	4.5GHz帯 4.9GHz帯	28GHz帯
	FDD	FDD	FDD	FDD	FDD	FDD	TDD	TDD	TDD	TDD	TDD	TDD	TDD
 docomo	20MHz	30MHz	—	30MHz	40MHz 東名阪のみ	40MHz	—	—	40MHz	40MHz	100MHz	100MHz	400MHz
	平成24年6月	-		平成21年6月	平成17年11月	-			平成30年4月	平成26年12月	平成31年4月	平成31年4月	平成31年4月
 au	20MHz	30MHz	—	20MHz	40MHz	40MHz	40MHz	—	—	40MHz	200MHz	—	400MHz
	平成24年6月	-		平成21年6月	平成30年4月	-	令和4年5月			平成26年12月	平成31年4月		平成31年4月
 UQ Communications	—	—	—	—	—	—	—	50MHz	—	—	—	—	—
								平成19年12月 平成25年7月					
 SoftBank	20MHz	—	30MHz	20MHz	30MHz	40MHz	—	—	40MHz	40MHz	100MHz	100MHz (※) 令和17 年度末まで共 用周波数帯	400MHz
	平成24年6月		平成24年3月	平成21年6月	平成21年6月	-			平成30年4月	平成26年12月	平成31年4月	令和6年12月	平成31年4月
 WIRELESS CITY PLANNING	—	—	—	—	—	—	—	30MHz	—	—	—	—	—
								平成19年12月					
 Rakuten Mobile	6MHz	—	—	—	80MHz (40MHzは東 名阪以外)	—	—	—	—	—	100MHz	—	400MHz
	令和5年10月				平成30年4月 令和3年4月						平成31年4月		平成31年4月

(参考)携帯電話等の基地局の免許申請件数

- サブ6帯やミリ波帯といった5G用に割り当てた周波数帯の利用が進み、個別免許のみが適用される共用周波数帯における基地局の免許申請件数が増加傾向にあることから、令和3年度以降、全国で年間5万件を超える免許申請が発生している。

基地局の申請件数(全国)



※総務省が受け付けた携帯無線通信及び全国BWAの基地局(陸上移動中継局を除く。)の免許申請を集計(再免許申請・変更申請を除く。)

トピック①:ミリ波等の高周波数帯の活用(2/2)



取組の実情 (悩み・困りごと)

- ✓ ミリ波は直進性が強く、減衰量が大きいため、アンテナ位置からの遮蔽物により受信レベルが劣化する等、周辺環境に影響を受ける
- ✓ そのため、事前設計した想定エリアと実際のエリアが異なるケースが多い

ミリ波の特徴を活かした柔軟な展開

- ✓ スポット利用、トラヒック逼迫、ニーズ・ソリューションのある場所に柔軟に置局していくことが求められる周波数
- ✓ トラヒックが発生する場所/時間に半固定のような指向変更、自由移動、短期間での設営などを実現したい



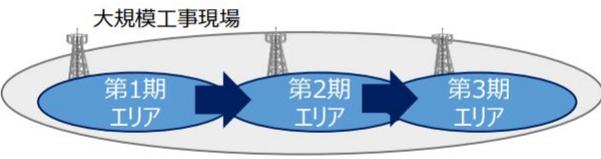
デジタルビジネス拡大に向けた課題・提言等

- ✓ 電波利用ニーズの拡大や多様化等を踏まえ、**高周波数帯の活用に向けた免許制度の見直しや、新しい制度整備等を希望**
- ✓ 「必要な場所に、必要な時に」という新しいミリ波の展開コンセプトの実現に向けて、具体的には、
 - DX等による**免許申請手続きの簡略化**および**免許交付にかかる期間の短縮**(電子申請を原則とすることによる手続効率化・迅速化)
 - **設計自由度**(電波発射のタイミング、場所、指向等)を持った無線局開設の許可
 - **中・高周波帯**への包括免許制度の拡大、それに伴う電波利用料の減免等の措置等を希望

高周波数帯の活用に向けた免許制度の見直し等により、ミリ波等の高周波数帯の展開を能率的に実現し、お客様ニーズに迅速に応えていきたい

(出所) 「デジタルビジネス拡大に向けた電波政策懇談会」資料4-3(株式会社NTTドコモ)より抜粋

建設現場等での遠隔制御



工事の進展によるエリア移動も想定

自動運転・隊列走行 (トラック・BRT)



ルート上における移動式の無線局利用

(出所) 「デジタルビジネス拡大に向けた電波政策懇談会」資料4-5(ソフトバンク株式会社)より抜粋

「デジタルビジネス拡大に向けた電波政策懇談会 報告書」(令和6年8月)(抜粋)

3-1-3. 携帯電話用基地局の免許手続の効率化等

① 背景

(略)携帯電話に用いる周波数帯が中～高周波数帯に拡大するにつれて、他の無線システムと周波数を共用するケースが増えており、それに伴い基地局に係る免許の交付・変更件数は、増加傾向にある。

基地局の設置・変更が増加する中、免許手続の効率化を図り、基地局の迅速かつ円滑な開設を確保することは重要である。また、大規模イベントをはじめ、通信需要に応じた機動的な基地局設置へのニーズも高まっている。

無線局の免許手続の中でも携帯電話基地局に関する件数が大きく、国・事業者双方の負担となっているところ、基地局の免許手続の効率化等についてどう考えるかが論点となっている。

(略)

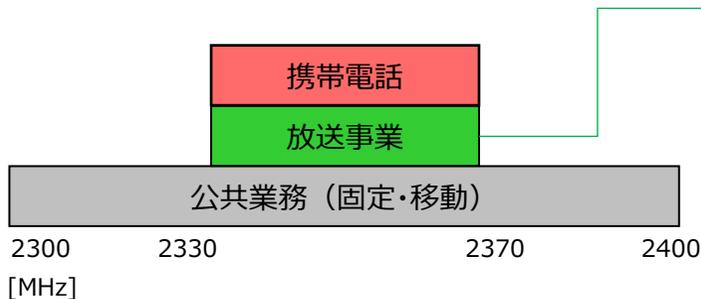
③ 考え方

現在、共用周波数を使用する基地局は、原則として全て個別免許で運用されているが、免許手続の効率化や通信需要に応じた機動的な基地局開設に向けて、干渉防止や他の無線システムの新規・追加の無線局開設の可能性に留意しつつ、一定の条件を満たす基地局については、包括免許の対象とすることや免許変更を届出とすることなど、免許手続の簡素化を検討することが適当である。なお、基地局のほか、端末についても、周波数や規格が増加している状況を踏まえ、免許手続の簡素化に取り組むことが適当である。

同報告書の考え方を踏まえ、他の無線システムと共用する周波数の電波を使用する基地局等について、一定の条件を満たすものに限り、包括免許の対象とする制度改正を行う。

省令改正案①：包括免許の対象拡大(2.3GHz帯)

現在の周波数の共用の在り方



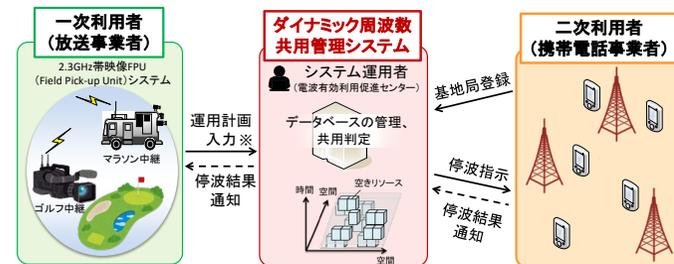
<放送事業用無線局>

ダイナミック周波数共用管理システムに基づき、放送事業用無線局が展開した際に周辺の基地局等を停波すること等により、周波数を共用

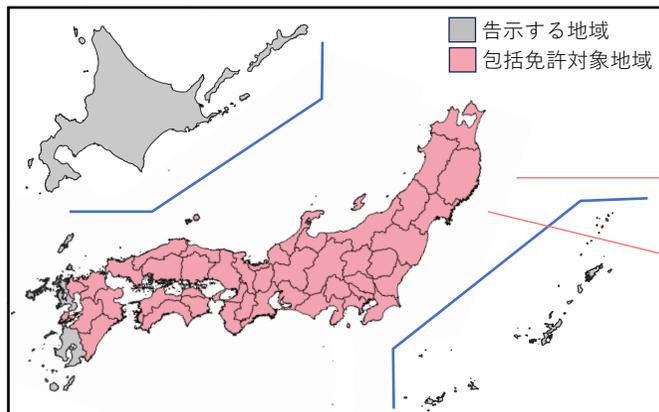
<公共業務用無線局>

固定局と適切な離隔距離を確保するとともに、移動局の展開時に基地局等を停波すること等により、周波数を共用

<ダイナミック周波数共用管理システム>



包括免許の対象とする基地局等



<条件①>

公共業務用無線局(固定)に混信等を与えるおそれがあるものとして総務大臣が別に告示する地域を除く地域に開設すること

<条件②>

放送事業用無線局・公共業務用無線局(移動)の運用情報に基づき基地局等の停波等の措置を講じること

2,330MHzを超え2,370MHz以下の周波数の電波を使用する基地局等のうち、左記①②のいずれの条件も満たすもの

電波法施行規則(昭和25年電波監理委員会規則第14号)第15条の2第2項の改正

免許の附款として付す条件(概要)

- ①この周波数の使用は、同一周波数帯を使用する放送事業用無線局並びに同一周波数帯及び隣接周波数帯を使用する公共業務用無線局の運用に妨害を与えない場合に限る*
- ②この無線局免許に基づく基地局等の新設又は既設の基地局等の設置場所・工事設計の変更は、総務大臣が告示する地域を除く地域であって、公共業務用無線局の免許人等と混信等を与えるおそれがない地域として現に合意している地域に無線設備を設置する場合に限る

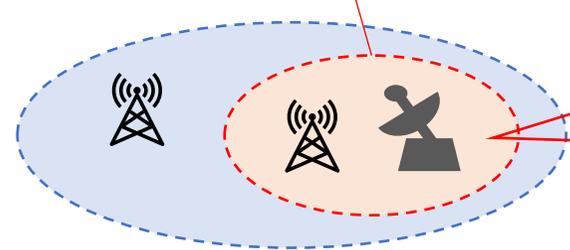
* 電波法関係審査基準(平成13年総務省訓令第67号)に規定済み

省令改正案②：包括免許の対象拡大(3.4/3.5/3.7/4.0GHz帯)

現在の周波数の共用の在り方

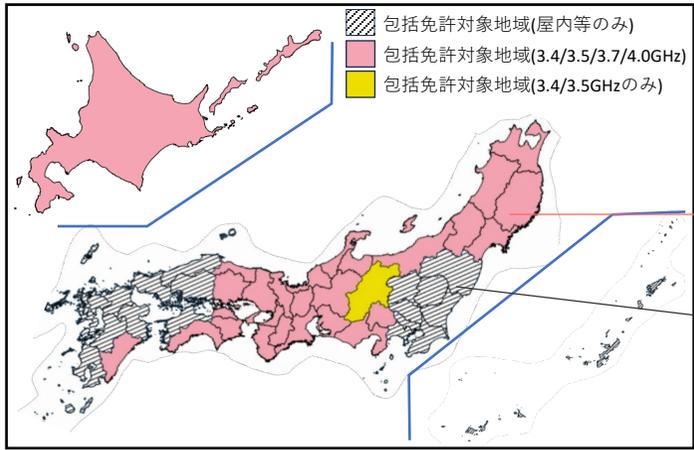


基地局等の開設に当たり、事前に混信計算等を行うエリアを設定



事前に混信計算等を行うエリア内であっても一定の条件を満たす建物内等に設置する場合は、事前に混信計算等を行うことなく基地局等を開設できる

包括免許の対象とする基地局等



<条件①>

3,400MHz～4,200MHzの周波数の電波を受信する宇宙無線通信を行う無線局に混信等を与えるおそれがあるものとして総務大臣が別に告示する地域を除く地域に開設すること

<条件②>

条件①の総務大臣が別に告示する地域において、屋内その他の混信等を与えるおそれがない場所※に設置すること

※申請に当たり具体的な設置場所を申請様式に記載(無線局免許手続規則(昭和25年電波監理委員会規則第15号)別表第2号の4の改正)

3,400MHzを超え4,100MHz以下の周波数の電波を使用する基地局又は3,400MHzを超え3,600MHz以下の周波数の電波を使用する陸上移動中継局のうち、左記①②のいずれかの条件を満たすもの

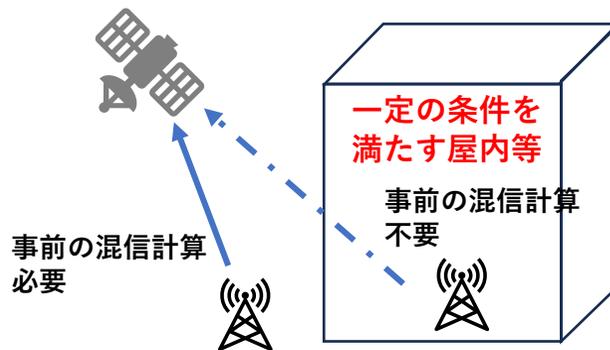
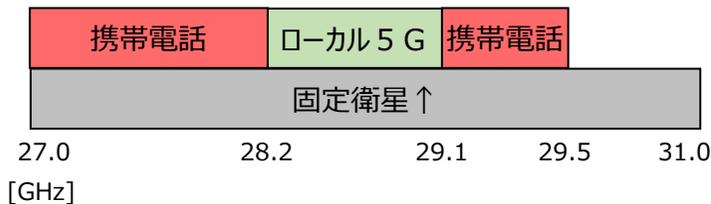
電波法施行規則(昭和25年電波監理委員会規則第14号)第15条の2第2項の改正

免許の附款として付す条件(概要)

- ①この周波数の使用は、3,400MHzを超え4,200MHz以下の周波数の電波を受信する宇宙無線通信を行う既設の無線局(略)の運用に妨害を与えない場合に限る※¹
- ②この無線局免許に基づく基地局等の新設又は既設の基地局等の設置場所・工事設計の変更は、総務大臣が告示する地域を除く地域であって、衛星無線通信を行う無線局の免許人等と混信等を与えるおそれがない地域として現に合意している地域に無線設備を設置する場合に限る※²

※¹ 電波法関係審査基準(平成13年総務省訓令第67号)に規定済み
※² 包括免許の対象となる無線局の条件①に該当する基地局等へのみ付す条件

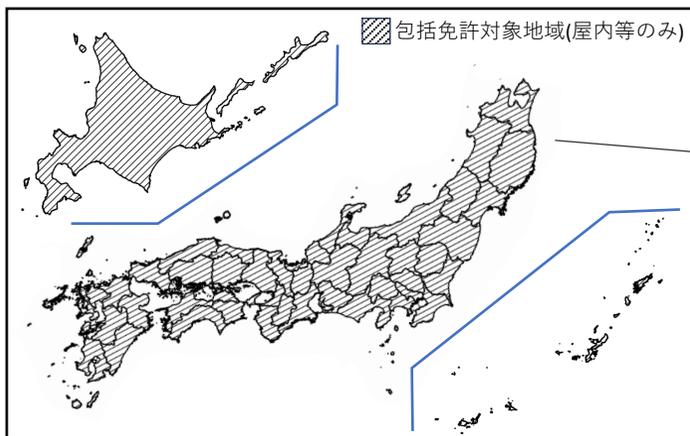
現在の周波数の共用の在り方



＜人工衛星局＞

基地局等の開設に当たっては事前に混信計算等を行う(ただし、一定の条件を満たす建物内等に設置する場合は、事前に混信計算等を行うことなく基地局等を開設できる)

包括免許の対象とする基地局等



＜条件＞

屋内その他の27.0GHzを超え31.0GHz以下の周波数の電波を受信する人工衛星局に混信等を与えるおそれがない場所※に設置すること

※申請に当たり具体的な設置場所を申請様式に記載
(無線局免許手続規則(昭和25年電波監理委員会規則第15号)別表第2号の4の改正)

27.0GHzを超え28.2GHz以下又は29.1GHzを超え29.5GHz以下の周波数の電波を使用する基地局等のうち、左記の条件を満たすもの

電波法施行規則(昭和25年電波監理委員会規則第14号)第15条の2第2項の改正

免許の附款として付す条件(概要)

この周波数の使用は、27.0GHzを超え31.0GHz以下の周波数の電波を受信する人工衛星局の運用に妨害を与えない場合に限る

(参考)総務大臣が告示する地域※

※電波法施行規則第15条の2第2項第1号の2及び第3号の2の規定に基づき総務大臣が告示する地域

基地局

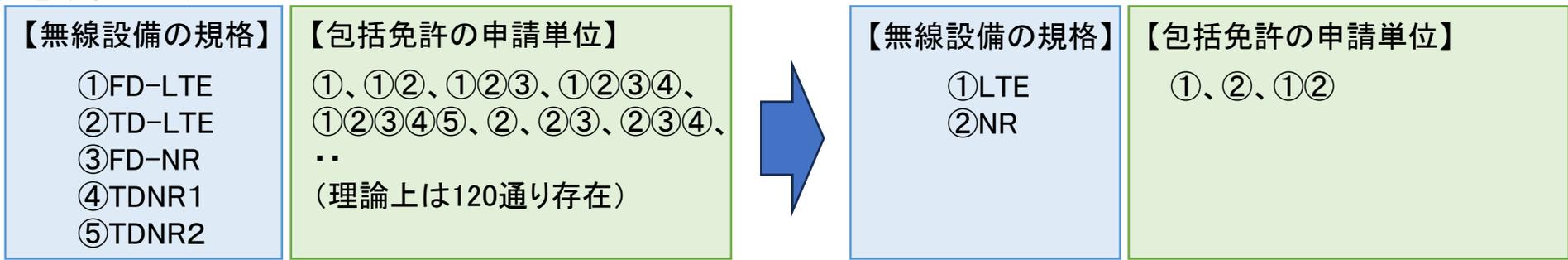
周波数	地域
2.3GHz帯	北海道、長崎県、鹿児島県、沖縄県
3.4GHz帯 3.5GHz帯	福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、広島県、島根県、山口県、愛媛県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、鹿児島県、沖縄県
3.7GHz帯 4.0GHz帯	福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、長野県、広島県、島根県、山口県、愛媛県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、鹿児島県、沖縄県

陸上移動中継局

周波数	地域
2.3GHz帯	北海道、長崎県、鹿児島県、沖縄県
3.4GHz帯 3.5GHz帯	福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、広島県、島根県、山口県、愛媛県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、鹿児島県、沖縄県

陸上移動局の包括免許の簡素化(電波法施行規則改正)

- 電波法第27条の2において、包括免許は、省令で定める特定無線局の無線設備の規格を同じくするものごとにと取得することとされているが、携帯電話の陸上移動局について、特定無線局の無線設備の規格の数が増加するとともに、1の携帯電話端末あたりに搭載される特定無線局の無線設備の規格が増加していることから、当該規格を整理※1~3し、陸上移動局の包括免許の簡素化を図る。
- 3GのLTE等への移行が進められていること、令和7年度末を目途に開始される非常時事業者間ローミングはLTEのみが対象であること等、移動通信システムの世代の重要性が増していることを踏まえ、LTEや5G等の世代ごとに規格を集約する。

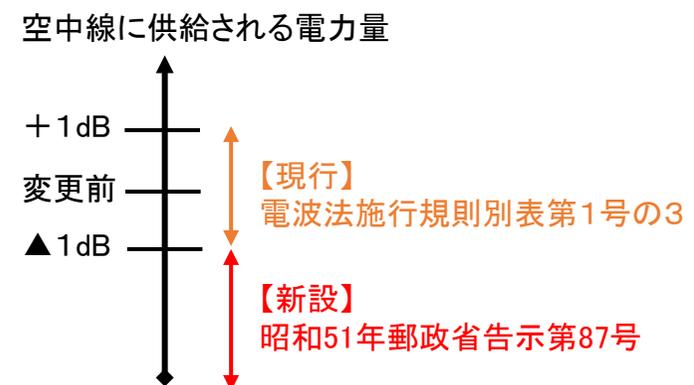


※1 陸上移動局のうち、IoT端末や小電力レピータは、一般的な携帯電話端末と比較して規格や無線局の数が限られることから、現行のとおりとする。
 ※2 3Gに係る無線設備の規格は、各事業者とも3Gサービスを終了又は終了する予定を表明していることから、今回の改正の対象外とする。
 ※3 電波法施行規則(昭和25年電波監理委員会規則第14号)第15条の3第2号の改正。

(参考)許可を要しない工事設計の軽微な事項の見直し(告示改正)

- 基地局等※の給電線等の工事設計の変更のうち、空中線に供給される電力量が1dBを超えて低下するものについては、許可を要しない工事設計の軽微な事項として、届出事項とする。

※ 基地局等のうち、包括免許により開設されるものについては、給電線等を含む工事設計の変更について現行既に届出事項とされている。



本件に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第39条第1項の規定に基づく意見公募の手続きについて、令和7年5月1日(木)から同年6月4日(水)までの期間において実施したところ、本省令案等に対する意見の提出が8件あった。

意見募集の結果等を踏まえ、電波法施行規則及び免許手続規則の規定を以下のとおり修正。

省令案の構成

電波法施行規則

第15条の2

第15条の3

第38条

第41条の3

別表第2号の2の2

免許手続規則

別表第2号の4

別表第3号の5

○提出意見を踏まえ、改正前欄の「無線設備規則第49条の6の13第1項(第1号から第3号に係る部分に限る。)」について、「無線設備規則第49条の6の13」に修正(第15条の3)。

○電波法施行規則第15条の2の改正に伴う、電波法施行規則第15条の3の修正。

○ その他技術的な修正

電波法施行規則及び無線局免許手続規則の一部を改正する省令案等に係る意見募集の結果及び意見に対する考え方
 [募集期間：令和7年5月1日（木）～6月4日（水）]
 意見提出者：計8件（法人等5件、個人3件）

意見提出者一覧

個人（3件）	楽天モバイル株式会社	株式会社NTTドコモ
KDDI株式会社	ソフトバンク株式会社	Amazon Kuiper Japan 合同会社

No.	意見提出者	意見	意見に対する考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
1	個人	<p>3.4/3.5/3.7/4.0GHzの基地局または陸上移動中継局のうち包括免許でも可とする県に長崎県・島根県を加えるべきである。</p> <p>具体的には、別紙6の告示案の別表第一中の3,400MHzを超え3,600MHz以下および3,600MHzを超え4,100MHz以下から島根県、長崎県を削り、別表第二中の3,400MHzを超え3,600MHz以下から島根県、長崎県を削るべきである。</p> <p>なぜなら、このパブリックコメントを書いている2025年5月8日現在、●も、島根県と長崎県においては、●としているからである。●としている県まで個別免許のままとしておく合理性はないと思われる。</p>	<p>3,400MHzを超え4,200MHz以下の周波数の電波を受信する宇宙無線通信を行う無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれがあるものとして総務大臣が別に告示する地域は、当該宇宙無線通信を行う無線局の無線設備の設置場所、基地局の開設状況、それらの無線局の免許人との混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約等を勘案して定めています。</p> <p>御指摘については、上記の事項を勘案し、当該告示する地域とすることが適当であることから、原案のとおりとします。</p>	無
2	個人	<p>1. 別紙2の第1条（施行規則の改正）で冗字. 第15条の3 2号で、改正前として「(19) 設備規則第四十九条の六の十三第一項（第一号から第三号に係る部分に限る。）に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの」とあるうち、「第一項（第一号から第三号に係る部分に限る。）」の部分が余計ではないか. R2 総務省令78での当初(15)としての新設、のちR6 総務省令89で繰り下げた(17)、R7 総務省令45での同(19)を通じ、当該部分が条文中に存在したことはない。</p> <p>2. 同号での項番誤り. 改正後として「(22) 設備規則第四十九条の二十九第一項、第三項及び第八項に規定する技術基準又は同条第一項、第四項及び第八項に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの」とあるのは、正しくは「(25)」ではないか. R7 総務省令45による繰り下げが反映されていない. 改正前の(22)</p>	<p>御意見を踏まえ、以下のとおり修正いたします。</p> <p>別紙2 第1条 第15条の3 第2号 「改正前」 (19) 設備規則第四十九条の六の十三に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの [(20)～(24) 同上] (25) 設備規則第四十九条の二十九第一項、第三項及び第八項並び</p>	有

		<p>についても同様である。したがいそれらの前後にそれぞれ「(20)・(21)」「(23)～(29)」とあるのも、正しくは「(20)～(24)」「(26)～(29)」ではないか。</p> <p>3. 別紙7(審査基準の改正)で脱字。五頁 別紙2 第4 1(1)キ(ウ)の3行目で、「令和 年総務省告示第 号」のあとに、「に掲げる地域を除く地域に無線設備を設置する場合に限る。）」が入るべきではないか。</p>	<p>に第一項、第四項及び第八項に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの 〔<u>(26)～(29)</u> 同上〕</p> <p>別紙7 別紙2 第4 1(1)キ (ウ) 施行規則第15条の2第2項第1号の2及び第3号の2に掲げる無線局(3,400MHzを超え4,100MHz以下の周波数の電波を使用する基地局又は3,400MHzを超え3,600MHz以下の周波数の電波を使用する陸上移動中継局であつて、令和 年総務省告示第号に掲げる地域に無線設備を設置する場合に限る。)にあつては、免許規則別表第2号の4注17(7)に基づき記載した具体的な設置場所に関し、当該場所に無線設備を設置する無線局が3,400MHzを超え4,200MHz以下の周波数の電波を受信する宇宙無線通信を行う無線局(予備免許を受けているものを含む。)にその運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないことについて、当該宇宙無線通信を行う無線局の免許人(当該宇宙無線通信を行う無線局を開設することを目的として申請者との間で混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約を締結した者を含む。)との間で合意していること。</p>	
3	個人	<p>要望の趣旨 電波法施行規則第十五条の二第二項第一号の二及び第三号の二の規定に基づき、同項第一号の二及び第三号の二の表の下欄に規定する放送事業用無線局及び宇宙無線通信を行う無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれがある地域を定める告示案(別紙6)のうち</p>	<p>3,400MHzを超え4,200MHz以下の周波数の電波を受信する宇宙無線通信を行う無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれがあるものと</p>	無

		<p>1. 別表第一、別表第二「3,400MHz を超え 3,600MHz 以下」欄の「沖縄県」とあるのを「●」としていただきたい。</p> <p>2. 別表第一、別表第二「3,400MHz を超え 3,600MHz 以下」欄及び別表第一「3,600MHz を超え 4,100MHz 以下」欄の「鹿児島県」とあるのを「●」としていただきたい。</p> <p>要望の理由</p> <p>1. ●は、沖縄県において●は、●である。沖縄県全域を個別免許のままとしておくのは、合理性に欠ける。</p> <p>2. ●は、鹿児島県において●は、●である。鹿児島県全域を個別免許のままとしておくのは、合理性に欠ける。</p> <p>なお、省令において島を限って地域を指定することは可能であり、例えば、労働基準法の一部を改正する法律附則第六条第三項の職業及び日を定める省令（平成十一年労働省令第五十号）の別表がある。</p>	<p>して総務大臣が別に告示する地域は、当該宇宙無線通信を行う無線局の無線設備の設置場所、基地局の開設状況、それらの無線局の免許人の間の混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約等を勘案して定めています。</p> <p>当該告示する地域は、免許申請手続の効率性等を踏まえ、都道府県を単位としていることから、御指摘については原案のとおりとしますが、今後、周波数の共用に関する状況や関係事業者の御意見等を踏まえつつ、必要に応じ、見直しを検討してまいります。</p>	
4	楽天モバイル株式会社	<p>包括免許の対象拡大や陸上移動局の包括免許の簡素化、許可を要しない工事設計の軽微な事項の見直し等の制度改正に賛同いたします。</p> <p>当該措置により、基地局の迅速な展開を促進し、通信サービスの向上に資するものと期待しております。</p>	<p>本案への賛同意見として承ります。</p>	無
5	株式会社 NTT ドコモ	<p>他の無線システムと共用する周波数帯における、共用調整が不要な地域等への基地局包括免許の適用は、基地局開設にあたり事前審査が必要であったところ、事後届出での対応が可能となることから、サービス提供の迅速化につながるものと考えます。また、陸上移動局の包括免許の簡素化、および許可を要しない工事設計の軽微な事項の見直しについても、これまで以上に柔軟かつ迅速なサービス提供に寄与するものであることから、本改正内容に賛同いたします。</p> <p>引き続き 5G 等のモバイルネットワークの迅速かつ効率的な展開のため、無線局関連制度等の見直しについて、技術の進展や経済社会情勢の変化に応じて適時適切に進めていただくことを希望します。</p>	<p>本案への賛同意見として承ります。</p>	無
6	KDDI 株式会社	<p>携帯電話サービスは多数の無線局によって実現されています。そのため、「デジタルビジネス拡大に向けた電波政策懇談会」の報告書にも記載されている免許手続きに要する負担軽減について、当社も期待しております。</p> <p>お客様の多様な利用ニーズに応えるためには、より迅速に基地局を展開することが必要であると考えます。本改正案は免許手続きの効率化を実現するものであり、免許人の負担が軽減されることで、より機動的な基地局展開につながることから、原案に賛同いたします。また、本省令等が速やかに施行されることを希望します。</p>	<p>本案への賛同意見として承ります。</p>	無
7	ソフトバンク株式会社	<p>本改正案である携帯電話基地局等の無線局免許手続の迅速化・効率化に係る関係規定の整備については、免許手続の効率化や通信需要に応じた機動的な基地局開設を実現するためであり、事業者にとっても非常に有益な制度整備であると考</p>	<p>本案への賛同意見として承ります。</p>	無

		<p>えます。</p> <p>また、公布の日から施行されるとのこと、感謝するとともに、速やかな公布を希望致します。</p>		
8	Amazon Kuiper Japan 合同会社	<p>28GHz 帯における包括免許の使用に関する省令改正③に関して、貴省は 27-31GHz 帯における固定衛星サービスの通信端末の運用に混信その他の有害な影響を及ぼす実質的なおそれがない屋内その他の場所で運用される基地局等に限って包括免許を認めることを提案されています。このような包括免許は個別に高度な干渉評価や調整の実施を必要としないことから、弊社は、調整が行われていない基地局等の展開は固定衛星サービスの通信端末との共用が予想される状況においてのみ認めるとの貴省のご提案を評価いたします。また、この点について、弊社は、基地局等に対する包括免許が固定衛星サービスの通信端末の運用に悪影響を及ぼすことのないよう配慮される貴省のご尽力を支持いたします。</p>	<p>本案への賛同意見として承ります。</p> <p>27.0GHz を超え 28.2GHz 以下又は 29.1GHz を超え 29.5GHz 以下の周波数の電波のみを使用する基地局のうち、屋内その他の 27.0GHz を超え 31.0GHz 以下の周波数の電波を受信する人工衛星局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれがない場所に設置するものに限り、包括免許の対象としております。</p>	無

(注意事項) 第三者の利益を害するおそれがあるため、提出意見の一部を除いています(「●」とした部分)。

その他、記載の明確化のため、体裁の修正や実質的な内容の変更をもたらさない形式的な修正を行っております。

令和7年6月23日

審査請求人所属アマチュア局の変更申請に対する拒否処分に係る
審査請求に係る審理官の忌避の申立て
(令和7年6月23日)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(松田課長補佐、鈴木官)

電話：03-5253-5829

令和7年6月2日付主任審理官に対する忌避申立てに対する決定案 (令和6年8月27日付け付議第1号事件関連)

1 忌避申立ての概要

(1) 忌避の対象とする審理官:主任審理官 A

(2) 忌避の事由

ア 主任審理官が審理開始通知書を発送したときは、知っている利害関係者に通知しなければならない(電波法第88条第2項)と規定されているが、同審理官は、知っている利害関係者である関東総合通信局長に通知せず、審理から処分庁である同局長を排除している。

イ 行政不服審査法では、審理員は処分庁に対して弁明書の提出を求める(第29条第2項)ことと規定しているが、本審理において主任審理官は、処分庁である関東総合通信局に弁明の機会を与えていない。

ウ 過去の審理において処分庁が参加していないという総務大臣の主張に、法令上の根拠がないにも関わらず、当該主張を受け入れている。

エ 審理において、総務大臣は審査請求の却下を主張しているが、すでに審査庁である総務大臣が審査・受理して電波監理審議会に付議している(電波法第85条)ものであり、当該主張は論理的にあり得ない。審理官は当該主張について咎めるべきところ、咎めていない。

2 忌避申立ての経緯

○ 審査請求人は、第2回審理期日(令和7年2月26日)において、審理において審査請求人に対席する者は、処分庁である関東総合通信局長であり、総務大臣は利害関係者としての参加人の地位にとどまる旨主張した。

- 総務大臣は、第3回審理期日(令和7年4月 25 日)において、電波法に基づく審査請求の審理においては、審査請求人に対席する者は総務大臣であることに合理性がある旨主張した。審査請求人は、行政不服審査法において処分庁が審査請求人に対席していることを踏まえ、本審査請求手続においても処分庁である関東総合通信局長が対席すべきであり、処分権を委任した総務大臣が代替することは認められない旨反論した。
- 審理官は、双方の主張立証等を踏まえ、電波法に基づく処分に対する審査請求の手続は、行政不服審査法の特別法である電波法第7章の規定に基づいて行われ、電波法第7章の規定に基づく審査請求には、一審代替機能(第 97 条)があり、また、審査請求に対する裁決に対してのみ、取消しの訴えを提起することができる(第 96 条の2)と規定されている。これらの規定やその趣旨を踏まえれば、本審理においても、審査請求人に対席する者として、処分庁の上級行政庁である総務大臣とすることが相当であると判断し、従前どおりの方式で、このまま審理を続行することとした。
- 審査請求人はその場で審理官の忌避を申し出る旨主張したため、審理官は審理を停止し、書面での忌避申立書の提出を求め、電波監理審議会は、令和7年6月2日に忌避申立て書を受領した。

2 忌避申立てへの対応案

別添決定案のとおり、申し立てられた忌避事由は、いずれも審理規則第 10 条の審理の公正を妨げるような事情には該当せず、忌避申立てには正当な理由がないと認め、審理規則第 12 条第4項の規定に基づき、本件忌避申立てを却下する。